

土地区画整理法第 76 条の手続き方法

許可の申請

◎土地区画整理事業施行地区内における建築行為等について、許可を受けようとするときは、次のとおり申請をしてください。

1. 提出書類

「土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可申請書（規則 第 1 号様式）」

※規則とは「土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可に関する規則」のこと。

（以下同じ）

2. 添付書類

（1）設計書

| | |
|-----|--|
| 設計書 | 行為の種類に応じ第 2 号様式から第 5 号様式まで ・ 土地形質変更設計書（規則 第 2 号様式） ・ 建築物設計書（規則 第 3 号様式） ・ 工作物物件設置設計書（規則 第 4 号様式） ・ 物件堆積設計書（規則 第 5 号様式） |
|-----|--|

（2）図面（行為の内容により下記のア～ウのとおり）

ア. 土地形質の変更の場合

| | |
|-------|--|
| 付近見取図 | 方位、道路及び目標となる地物を表示した図面 |
| 設計図 | 縮尺 1,000 分の 1 以上のもので、当該行為の施行後における公共 公益施設及び宅地等の位置及び形状を当該行為により新設し、又 は変更される部分と既設のもので変更されない部分とに区別して 表示した図面（平面図、断面図） |

イ. 建築物の新築、改築、増築の場合

| | |
|-------|--|
| 付近見取図 | 方位、道路及び目標となる地物を表示した図面 |
| 配置図 | 縮尺 500 分の 1 以上のもので、方位、敷地の境界線、敷地内にお ける建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物の別、擁壁、井 戸及びし尿浄化槽の位置並びに敷地の接する道路の位置及び幅員 を表示した図面 |

| | |
|----------|--|
| 各階平面図 | 縮尺 200 分の 1 以上のもので、方位、間取、各室の用途、壁及び筋かいの位置及び種類、通し柱、開口部分及び防火戸の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁の構造を表示した図面 |
| 二面以上の断面図 | 縮尺 200 分の 1 以上のもので床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出並びに軒の高さ及び建築物の高さを表示した図面 |

ウ. 工作物の新築、改築、増築の場合

物件の設置又は堆積の場合

| | |
|-----------------|---|
| 付近見取図 | 方位、道路及び目標となる地物を表示した図面 |
| 配置図 | 縮尺 500 分の 1 以上のもので、方位、敷地の境界線、工作物の設置位置、工作物と他の建築物等との位置関係並びに敷地の接する道路の位置及び幅員を表示した図面 |
| 平面図、立面図、構造図、断面図 | 縮尺 200 分の 1 以上のもので、主要部分の材料の種別、仕上方法等を表示した図面 |

(3) 宅地の使用についての権原を証する書類

※使用する宅地について土地区画整理法第 85 条の規定による申告又は届出がなされていない場合のみ

| | |
|------------|--|
| 使用権原を証する書類 | ・ 賃貸借契約書（写し）、地上権等設定契約書（写し）など ・ 上記以外の土地使用承諾書 |
|------------|--|

(4) その他町長が必要と認める書類

| | |
|---------|-----------------|
| 仮換地指定通知 | 通知書（写し） |
| 委任状 | 申請を委任する場合（任意様式） |
| 売買契約書 | 申請者が土地所有者でない場合 |

※申請の内容に応じて、追加の書類提出を求める場合があります。

3. 提出部数

提出書類及び添付書類ともに3部ずつ提出してください。

- ・ 3部のうち、各1部を土地区画整理事業施行者及び町が保管し、残る1部を許可指令書に添付のうえ、申請者に交付します。
- ・ 許可に対する処分は、許可指令書（要領 第4号様式）又は不許可指令書（要領 第5号様式）により行います。

※要領とは「土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可に係る事務処理要領」のこと。

（以下同じ）

4. 提出書類の経由

- 提出する書類は、土地区画整理事業施行者（秦野中井インターチェンジ南土地区画整理事業の場合は同事業組合）を経由してください。
- 経由すべき申請書を受理した当該土地区画整理事業施行者は、当該申請行為が事業の施行に及ぼす障害等について調査し、「意見書（規則 第7号様式）」を添付のうえ、町に送付してください。

行為の完了

◎許可を受けた建築行為等を完了したときは、次のとおり書類を提出してください。

1. 提出書類

「行為完了届（規則 第6号様式）」

2. 提出部数

2部

3. 留意事項

- 行為完了届の提出があったとき、町は土地区画整理事業施行者に対し、当該行為の完了の確認を行うよう指導します。
- 土地区画整理事業施行者は、上記の確認を行ったとき、行為完了届の余白に確認した旨を副申し、又は確認の印を押印してください。

許可申請の取下げ

◎許可申請を取り下げるときは、「取下書（要領 第2号様式）」を提出してください。

許可内容の変更

◎既に受けた許可の内容を変更しようとするときは、「土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可取消し願い（要領 第6号様式）」を提出のうえ、改めて変更後の建築行為等を内容とする許可申請を行ってください。

手続のフロー図

